

異議申立人は、文書は大分県総務部人事課総務・厚生班にあると主張しているが、大分県の職員が基金大分県支部の業務に従事していること及び大分県の施設を基金大分県支部の利用に供していることについては、補償法第13条に基づく県の便宜供与である。従って、基金大分県支部が作成する各種文書は、基金大分県支部長の辞令を受けた職員が、地方公務員災害補償基金の各種規程に基づき、地方公務員災害補償基金の業務のために作成又は取得し、管理しているものであり、県の公文書と明確に区分された状態で保管されている。

以上のことから、公務災害認定通知書及び弁明書は、実施機関とは別個の法人格を有する基金大分県支部が作成、取得すべきものであり、実施機関としては、請求のあった聴取記録の存否を知り得ないことから、公文書不存在として不開示決定を行ったものである。

2 請求Bについて

異議申立人は、本人に関して大分県と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とがやりとりした記録が存在すると主張しているが、関係課にも確認したがそのような記録は存在しない。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 請求Aについて

条例第13条第1項に基づく開示請求の対象は、実施機関が管理する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報とされている。

(1) 基金大分県支部の「実施機関」該当性について

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、法に基づき、職員について補償を実施し、並びに公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うために設立されたものであり、補償法第3条第2項の規定により法人とされている。すなわち、基金は、地方公務員に係る公務災害又は通勤災害の認定及び補償に係る事業の運営主体として、法律により地方公共団体とは独立した法人格と権能が与えられた団体であり、基金大分県支部は、その組織の一部である。

条例第2条第2項は、この条例の適用対象となる「実施機関」の範囲を「知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政

法人」と定めており、基金大分県支部は含まれていない。これは、基金大分県支部は、県とは別個の法人格を有する団体であるとともに、専ら地方公務員等の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施を目的としており、県民一般に対して説明責任を負うものではないことからである。

したがって、基金大分県支部は、県とは別個の法人であり、条例第2条第2項に規定されていないことから、実施機関でないことは明らかである。

(2) 請求対象文書の「公文書」該当性について

異議申立人は、「大分県総務部人事課総務・厚生班にある文書であり、地方公務員災害補償基金大分県支部とは別の組織だから当該文書を作成又は取得していないというのは完全な屁理屈である。」と主張しているので、以下検討する。

条例の適用対象となる「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と規定されている（条例第2条第4項）。

基金大分県支部においては、その職員の多くを人事課の職員が兼ねているため、基金大分県支部が保有する文書の多くは当該職員が作成・取得したものである。

しかし、人事課の職員が基金大分県支部の職員を兼ねているのは、「地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして基金の業務に従事させることができる」とする補償法第13条第2項の規定によるものであり、職員は、基金大分県支部職員として、基金大分県支部長の指揮監督のもとで、基金大分県支部の事務に関して文書の作成・取得を行っているのであって、県の事務事業に関して作成・取得しているとは認められない。

また、文書の管理については、基金大分県支部独自の文書規程が定められており、文書も人事課執務室とは異なる場所に保管するなど、基金大分県支部の文書と人事課の文書とは明確に区別して管理されているものと認められた。

したがって、基金大分県支部の文書を実施機関である人事課職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理しているものとはいえない。

(3) よって、基金大分県支部は、条例第2条第2項に定める実施機関に当たらず、基金大分県支部で管理する文書は、実施機関の職員が作成、取得しているものではないので同条第4項に定める公文書とは言えないことから、実施機関が、公文書不存在を理由として不開示決定を行ったことは妥当である。

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

| 氏 名 | 職 業 | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 吉 田 祐 治 | 弁 護 士 | 会 長 |
| 城 戸 照 子 | 大分大学経済学部教授 | |
| 池 邊 英 貴 | 大分県商工会議所連合会専務理事 | |
| 森 哲 也 | 元大分合同新聞社特別顧問 | |
| 芥 川 美佐子 | 大分県地域婦人団体連合会理事 | |
| 貞 永 明 美 | 大分県医師会常任理事 | |
| 野 田 伸 子 | 元大分市立西の台小学校長 | |
| 佐 伯 圭一郎 | 大分県立看護科学大学看護学部教授 | |
| 阿 南 栄 子 | 元大分市大南支所支所長補佐 | |